

(別紙— 1)

入札参加資格に関する要件

本工事の競争入札参加資格は、以下に掲げる条件を満たす者の任意の3者を構成員とする特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）とし、かつ、当該工事に係る競争入札参加資格確認の結果、資格があると認められた特定JVとする。

特定JVの各構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県財務規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号）により土木一式工事の認定を受けていること。
- ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号。以下「入札参加停止要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により土木一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 長野県において、滞納している県税等徴収金がないこと。
- キ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と経営上密接な関連がある者でないこと。
- ク 本件入札の他の入札参加資格者（他の構成員を含む。）と経営上密接な関連がないこと。
- ケ 当該特定JV以外の構成員として本件入札に参加していない者であること。
- コ 役員（役員として登記され又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- サ 出資比率は構成員が自主的に定めるものとし、代表構成員は構成員のうち最大の出資比率の者とする。また、構成員の最小出資比率は20パーセント以上とすること。

特定JV 入札参加資格要件

	代表者 (特定JVの代表構成員の要件)	第2構成員 (特定JVの構成員の要件)	第3構成員 (特定JVの構成員の要件)
(2) 資格総合点数	<p>1400点以上</p> <p>(令和4・5・6年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評定値。(新客観点数を除く。))</p>	<p>1000点以上</p> <p>(令和4・5・6年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評定値。(新客観点数を除く。))</p>	<p>800点以上</p> <p>(令和4・5・6年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評定値。(新客観点数を除く。))</p>
(3) 同種工事の実績 又は専門性の有無	<p>過去20年以内に、元請又は出資比率20%以上のJV代表構成員として、NATM工法による、延長900m以上、かつ2車線以上の道路又は鉄道トンネル工事の施工実績を有していること。</p> <p>※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成15年4月1日から公告日の前日までにしゅん工した工事が該当します。</p>	<p>過去20年以内に、元請又は出資比率20%以上のJV構成員として、NATM工法による、2車線以上の道路又は鉄道トンネル工事の施工実績を有していること。</p> <p>※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成15年4月1日から公告日の前日までにしゅん工した工事が該当します。</p>	なし
(7) その他の参加資格要件 ①配置技術者に関する要件	<p>次の二つの要件を満たす主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>①1級土木施工管理技士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証を有していること。</p> <p>②過去20年以内にNATM工法で標準部の覆工後の内空断面50m²以上のトンネル工事の主任又は監理技術者としての経験を有していること。</p>	<p>次の二つの要件を満たす主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>①1級土木施工管理技士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証を有していること。</p> <p>②過去20年以内にNATM工法のトンネル工事の主任又は監理技術者としての経験を有していること。</p>	<p>次の要件を満たす主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>1級土木施工管理技士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証を有していること。</p>